

## 第6回 評議員会 議事録

東京ビルメンテナンス政治連盟

- 1 **開催の日時** 平成 27 年 2 月 25 日（水）午後 2 時 00 分～午後 2 時 50 分
- 2 **開催場所** ビルメンテナンス会館 2 階会議室
- 3 **現在評議員数** 評議員 25 名
- 4 **定足数** 評議員 17 名
- 5 **出席者** 評議員 24 名（出席 20 名、委任状 2 名、議決権行使書提出 2 名）
- 6 **議長** 中央ビルサービス(株) 代表取締役社長 島岡 秀文氏
- 7 **議事録署名人** 島岡議長、攝田将彦（(株)オーチャー常務取締役）
- 8 **審議事項**

第 1 号議案 平成 26 年事業報告承認の件

第 2 号議案 平成 26 年収支決算報告承認の件  
—監査報告—

第 3 号議案 平成 27 年運動方針案・事業計画案承認の件

第 4 号議案 平成 27 年収支予算案承認の件

### 9 その他

- (1) 意見交換等

### 10 議事の経過及び結果

#### 1 理事長あいさつ

今現在、安倍内閣のもと、大分景気がよくなってきていると言われてはいるが、中小企業の集まりである我々の業界には、未だその恩恵が回ってきていないように見受ける。是非全般に行き渡る経済政策を行っていただきたい。

昨年来、改正の品確法ができた。画期的なことは、その中で建物を建てた後の維持管理について、近々ガイドラインができ上がるということで、きちっとしたものが早くでき上がり、官公庁だけでなく、一般の民間案件にも波及していければと思っている。そういった中で、品質をきちっと維持し、そして我々協会員が提供していく、ステータスをきちっと創り上げていくべきであろうと思っている。

2020 年にはオリンピックを控え、私ども協会員として何ができるのか、何をお手伝いできるのか、協会、業界を広く世間にアピールして、認知度を更に高めるとともに、議連の先生方と相談し、また全政連とも力を合わせながら進めていきたいと思っている。

#### 2 一般報告

評議員の異動があり評議員 1 名の減員となった。なお、理事会において当面補充しないという決定は受けている。

#### 3 審議事項

第 1 号議案 平成 26 年事業報告承認の件

鈴木幹事長より、次のとおりの提案説明が行われた。

事業「第 1 東京都所有の建築物の維持管理に関する要望活動」では、昨年 9 月に都議会自民党、公明党、民主党に対して要望活動を行った。なお、要望項目は昨年 6 月に改正された品確法に関する事項を第 1 番目に据えている。3 項目「契約内容の履行確保と入札参加資格の審査」では、社会保険・雇用保険適用状況等に関する資料提出の遵守させるようという要望で、また履行評価は、都の職員以外の外部専門家を活用した評価という具体的な要望としている。平成 26 年度契約では、総合評価方式の新規案件はなかったが、案件によっては総合評価方式の入札となっており、総合評価方式が定着化しつつあると思われるし、自民党都議の質問に財務局長から警備、設備保守等の総合評価の適用拡大を図るとの回答もいただいている。

これらは、9 月、ビルメン議員連盟の取り計らいで財務局との意見交換が実現、直接要望を伝え意見交換ができ、大変有意義であった。

要望活動はすぐに結果があらわれるということはないが、しかし都議会自民党ビルメンテナン議員連盟の先生方の協力を得ながら、着実に成果は上がっているものとする。

事業「第 2 関係法令等の改正に関する運動」、——やはり改正品確法に関する要望、外国人雇用制度の拡充の要望等、全国協会のビルクリーニング技能検定等の整備を進めており、側面からの要望も盛り込んでいる。

進捗状況として、改正品確法の運用指針は、この 2 月初めに公表されたが、今後作成される運用指針のガイドラインに維持管理が具体化した内容で示されるとのこと。全国協会の要望を受けた厚労省と国交省がガイドラインの内容について協議を進めていると聞いている。また、地方自治法施行令の改正により、地方公共団体はサービスの質を理由に入札参加を停止できるようになり、これは大きな前進である。

なお、自民党都連所属の国会議員の方々から、労働集約型で中小企業が多いビルメン業界の人手不足や、競り下げ方式の入札の見直しなど十分理解をいただくことができたと思っている。

その他、総合評価方式の導入推進、最低賃金の引き上げ時期の対応等についても連携して要望を進めている。

以上のほか、事業「第 3 ビルメンテナン業界の理解者である議員・候補者の応援」、  
「第 4 広報活動」、理事会等会議開催についても、鋭意活動したという報告がなされ、ホームページには理事会や要望活動の状況、業界に有益な情報など、いち早く掲載するように努めている。

## **第 2 号議案 平成 26 年収支決算報告承認の件**

榎本会計責任者より、次のとおり平成 26 年収支報告が行われた。

機関紙発行その他の事業収入は 1,559 万円であった。主たる収入は機関誌購読料収入で機関紙には暑中広告料を載せた収入もある。

その他収入額を加え 1,567 万円、25 年からの繰越額 690 万円を加え収入総額 2,257 万円であった。

一方、支出では、1、経常経費 253 万円、これは東京協会との事務委託契約による人件費月額 13 万 8,000 円、備品消耗品費月額 2 万 4,000 円、事務所費等月額 3 万 5,000 円（いずれも消費税別）の支出。2、政治活動費 1,016 万円の支出であった。こちらは組織活動費、選挙関係費、広報活動費等である。組織活動費 704 万円の支出、選挙関係費、衆議院議員選挙の推薦料として候補者 2 名に 80 万円の支出している。広報活動費は 217 万円の支出で、機関紙の制作費用、ホームページ制作関係費である。

以上より平成 26 年支出総額は 1,270 万円となり、本年の当期収支差額は 297 万円のプラス、前期からの繰越額 690 万円を加え、27 年には 987 万円を繰り越すことになった。

以上が平成 26 年の収支報告でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

### **監査報告**

大村監事より、財政状況は健全であるとの監査報告が行われた。

以上を受け質疑に入り、品確法のガイドラインについての具体的な内容が問われ、鈴木幹事長、鷺見事務局長より、維持管理に関するガイドラインは、国土交通省でなくて厚生労働省が出す、3 月末までにはガイドラインを出したい、維持管理に特化したものが厚生労働省の健康局長名で出るとのこと説明がなされた。

### **■採決**

以上より、1 号議案、第 2 号議案各々に採決がなされ、満場一致で承認された。

### **第 3 号議案 平成 27 年運動方針案・事業計画案承認の件**

鈴木幹事長より、次のとおり提案説明がなされた。

運動方針案、業界の発展に資するため、制度改正等の諸課題に全力を挙げて取り組んでいく。

事業計画案について、1、会員の皆様の経営環境が改善するよう、都議会自民党ビルメンテナンス議員連盟や全国ビルメンテナンス政治連盟と連携して、業界の利益を守る要望を掲げて、行政・政治に働きかけを粘り強く進める。地道に活動することで国や都が私どもの要望内容を検討し、少しずつではあるが、成果が見られる。結果を待つだけではなく、我々から出向いて意見交換を行うなど、今年も要望書提出後のフォローを積極的に行っていきたい。業界の理解者である議員・候補者の応援活動では、政治連盟としてできる限りの支援を行い、業界の理解者を 1 人でも多く増やして、要望実現の協力を得る。

当政連は、これからも会員の皆様の要望に応える事業推進を図りたい、ご理解とご支援を賜りたいと結び提案説明を行った。

### **第 4 号議案 平成 27 年収支予算案承認の件**

榎本会計責任者から、平成 27 年予算案について、次のとおり提案説明がなされた。

政治連盟の主収入は、機関紙購読料収入で、平成 27 年の機関紙発行その他の事業収入は

1,539万円を見込む。会員月額購読料は2,500円である。受取利息等のその他収入を加え、また前期からの繰越額987万円を加え、収入合計を2,537万円と見込む。

支出。経常経費は東京協会との事務委託費（人件費月額14万9,040円、備品消耗品費月額2万5,920円、事務所費等月額3万7,800円、いずれも消費税込み）に基づくもので、毎月定額で支出していく。

政治活動費は1,167万円で、組織活動費、選挙関係費、広報活動費、その他の支出からなっている。組織活動費790万円（全政連の機関紙購読料、評議員会や理事会の開催費、新年賀詞交歓会の開催費用、政治家のパーティー券の購入等の費用）、選挙関係費100万円（統一地方選挙があり、当政連として支援している国政選挙及び都議会議員選挙の予定はないが、念のための計上）、広報活動費253万円（機関紙「東京ビル政連」の制作費とホームページの開設費用）、そしてその他の支出24万円（26年会計に賦課される消費税）を見込んだ。

平成27年支出合計は1,423万円、当期収支は126万円のプラス、平成28年へは1,114万円を繰り越することになる。

#### ■採決

以上より、採決に入り、第3号議案、第4号議案、各々提案通り全会一致で承認された。

#### 4 その他

##### 意見交換等

その他、意見交換等に移り、参考資料も配付され、鷲見事務局長より次のとおり資料の説明がなされた。

##### <資料1 品確法改正について>

品確法が改正されたのは去年6月、9月末目途に政府の閣議決定で基本方針が出された。

12月目途で運用指針を国土交通省が出す予定であったが随分ずれ込み、運用指針は1月30日に出ている。

品確法改正の内容について、品確法3条の6、「公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他維持管理により、将来にわたり確保されなければならない」と議員立法の中で改正されている。「第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項」で、「修繕その他の維持管理」という言葉が付け加わり、「第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針」で、「新設の工事だけでなく、維持管理にかかる発注関係事務を含む」と明記された。

「発注関係事務の運用に関する指針」、これはもともと建設工事のための運用指針であり、維持管理に関してはそれほど触れられているものではなく、「維持管理に係る発注関係事務を含む」。

「その他配慮すべき事項」には、「本指針の記載内容について、各発注者の理解、活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料

を作成することとしており、適宜参照の上、発注関係事務の適切な実施に努める。また、本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照することとする」ということで、「国の機関が」、つまり厚生労働省が維持管理について要領、ガイドライン等を出すということである。

これは、若干遅れているが、全国協会が鋭意厚生労働省と協議を進めており、3月末を目途に頑張っているとのことで、期待したい。

#### <資料2 社会保険加入状況の書類確認の試行実施について>

社会保険の加入は、公正な競争のためにも確認が必要であると要望していたが、このたび都から、「準備契約において、一部の委託案件を対象に、落札者から社会保険の加入状況等を実際に確認するため、試行的に保険料の領収証等の書類を提出していただきますので予めお知らせします」とのことである。

#### <資料3 全政連の国要望事項について>

- 1つ、最賃引き上げの時期を何とかしてくれということ。
- 2つ、厚生年金の適用拡大をこれ以上拡大しないでほしい。
- 3つ、総合評価方式の導入を全体的に進めていただきたい。

以上、全政連は国会議員を通して要望を進めているところである。

#### <資料4、議員連盟リストについて>

国のビルメンテナンス議員政治連盟のメンバー、東京都の自民党のビルメンテナンス議員連盟所属のメンバーのリストを配布した。

以上をもって、第6回評議員会は閉会の運びとなったが、今評議員の任期は、今年6月までであり、次期改選においても是非評議員に立候補していただきたい旨のお願いがあり第6回評議員会は閉会した。

(了)